

岐阜県救急医療研究会会計規程

- 1 この規程は、岐阜県救急医療研究会会則（以下「会則」という。）第27条に規定する会計に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 会則第4条第1項に規定する会員から会費は、徴収しないものとする。
- 3 岐阜県救急医療研究会（以下「研究会」という。）が主催する講演会、研究発表会に参加する者から、参加費を徴収し、会則第27条第1項第2号の収入に充てることができる。
- 4、研究会が主催するACLS、JPTEC、ISLS/PSLS研修の受講者から、研究会の運営協力費として1,000円を徴収し、会則第27条第1項第2号の収入に充てることができる。

附 則

この要領は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年7月10日から施行する。